

第4回教育振興審議会会議録

事務局 委員の皆様、本日はお忙しい中、第4回宮城県教育振興審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

初めに、会議の成立についてご報告を申し上げます。

本日は、佐藤雅子委員、猪平真理委員、鈴木安子委員、梅原克彦委員、鈴木清子委員、山城巖委員の6名から所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。また、川島副会長、庄司恒一委員、伊藤秀雄委員におきましては、急用により欠席する旨のご連絡を昨日ないし本日いただきました。したがいまして、本日の出席者は11名であり、過半数の委員にご出席をいただいておりますので、教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元の会議資料の確認とマイクの使用方法につきましてご説明いたします。会議資料は、次第と出席者名簿、座席表のほかに、資料1（仮称）宮城県教育振興基本計画答申中間案（素案）と資料2（仮称）宮城県教育振興基本計画答申中間案（素案）計画構成イメージを用意してございます。不足等ございませんでしょうか。

続きまして、マイクの使用方法でございます。

前回までと同様でございますが、ご発言の際は、委員の皆様の前面のマイク装置、右下にございますスイッチをオンにしていただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯してからご発言をお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、恐縮ですが、必ずスイッチをオフにしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、この会場でございますが、照明の関係で若干温度が高くなるようでございますので、適宜上着をお脱ぎになるなどご調節いただければと思います。

それでは、ただいまから第4回宮城県教育振興審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育長小林伸一からごあいさつを申し上げます。

教育長 教育長の小林でございます。審議会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

しばらく雨模様でありましたけれども、きょうは久しぶりに日差しに恵まれまして、ちょっとほっとした感じがいたしております。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして御礼を申し上げます。

過去3回の審議会では、これから宮城の教育に対する思いや考え方についてさまざまご意見をいただきまして、特に前回は、教育振興基本計画の骨子案についてご議論をいただきました。

本日は、前回お示しをした計画の目標や施策の柱立てをベースに、今後推進すべき施策の方向性や内容等について整理をいたしました計画の素案についてご審議をいただくこととしております。審議会としてのまさに核心部分の議論になろうかと存じます。

本日の素案の内容につきましては、今後、多角的に議論を重ねていく必要があると思っておりまして、皆様のご意見等をいただきながらよりよいものにしていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿及び座席表のとおりでございます。
なお、教育委員会職員で4月に異動があった者もおりますが、時間の都合により紹介は省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。
それでは、これより先は四ツ柳会長に議事進行をお願いいたします。

四ツ柳会長 それでは、議事を進めたいと思います。
まず、議事（1）教育振興基本計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

教育企画室長 では、宮城県教育振興基本計画の答申の素案につきまして、ご説明させていただきます。

答申素案の説明の前に、前回、1月27日の第3回の審議会から時間が経過していることもございますので、これまでの経過と今後の予定について若干説明させていただきたいと思います。

1月末に審議会を開催しまして、それまでの審議会でのご議論、県民意識調査の結果、それから各地域で開催いたしました意見聴取会の意見も踏まえまして、計画の目標や大まかな施策の柱立てについて考え方を示し、おおむねご了解いただいたところでございます。その後、施策の柱立てに基づく施策等につきまして県教育委員会並びに知事部局の関係課において検討してきたところでございます。

本日は、その検討のまだ中間段階でございますけれども、現時点での案をお示しして、皆様からのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今後のスケジュールでございますが、お配りしております資料1の一番最後のページをお聞きいただきたいと思います。本日6月19日の第4回審議会は、答申の中間検討という形で示してございます。本日いただきましたご意見に基づきまして7月と8月の2回、審議会を開催しまして、それで8月の審議会におきましては答申の中間案という形でおまとめをいただきまして、その後中間案に対する県民からの意見をいただくためにパブリックコメントを実施しまして、それを踏まえて10月には最終答申案をおまとめいただきたいというスケジュールを考えているところでございます。

その後、教育委員会での議論あるいは県議会での提案、最終的には県議会の承認を踏まえまして、3月に決定というスケジュールで考えてございます。そういうことでありますので、今回、ご意見をいただいたものにつきましては、7月、8月のところに反映して、また案を示していきたいと考えてございます。よろしくお願ひを申し上げます。

では、資料の説明に入らせていただきます。

A3資料の1ページをお聞きください。

1ページは、教育振興基本計画の構成になっております。第1章「計画策定に当たって」、第2章「本県教育の現状」、第3章「本県教育の目指す姿」、第4章「施策の基本

方向」、第5章「計画の推進」という全体で5章立ての構成で考えているところでございます。

次に、2ページをお開きいただきます。

「施策の柱立て」と書いてございますけれども、第3回の審議会でお示しした内容とその後、県の教育委員会あるいはその関係知事部局と協議を重ねまして、変更した部分をまとめたものでございます。

まず、上から申し上げますと、「目指すべき姿」でございますが、前回につきましては仮置きの調整中という形で出させていただきました。今回につきましても、これについてはまだそのような形にさせていただきたいと思います。

次に、「計画の目標」でございます。前回は、「社会で自立する力の育成」から、「人間性、社会性の育成」「教育基盤の充実と連携」「生涯学習による地域づくりの推進」という4点をここでお示しさせていただきました。それで、今回、これにつきまして内部で検討しておりますと、基本的な考え方の大きな変化はございませんが、文言等を若干精査してございます。例えば、「人」というのを「人間」という表現に改めさせていただいております。また、「育成」を「育む」に文言を修正させていただいております。

なお、2番目の「人間性、社会性の育成」ですが、これにつきましては、教育基本法の改正の趣旨を踏まえまして、前回に加えて「歴史文化の尊重」という観点を入れた形で文言を修正させていただいているところでございます。

次に、「施策の柱立て」についてでございます。前回は、目標の達成のための施策といたしまして10本の柱を想定してございました。今回検討の結果、10本から7本に変更させていただいてございます。

変更の箇所でございますけれども、前回お示しした6番目でございます、「家庭教育、子育て支援」のところでございます。

あともう一点、7でございますけれども、「地域全体で子どもを育成する協働教育」についてでございますが、6と7の関係につきましてはお互いに重複する部分が多いということで、右側のように「6、家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり」という形で施策の柱立てをまとめているところでございます。

もう一点ですが、前回の「8、個性と活力に満ちた生きがいのある県民生活」「9、県民総スポーツ社会の実現」「10、郷土の文化芸術と県民文化」の三本につきましては、8番目については生涯学習の観点でございますけれども、実際にその生涯学習の活動に当たりましては、文化、芸術あるいはスポーツ活動とかかわる部分が多いということもございまして、新しい項目7の「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」というところでまとめているところでございます。

以上、10本から7本にまとめておりますが、当然、その各施策に基づく中身につきましては網羅してございます。

次に、七つの柱立ての右に「取組」と書いてございます。1番目に「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」としておりますが、前回の重点的な取組などを踏まえまして、今回31の取組としてお示ししているところでございます。そのうち太字で書いてあります分につきましては、前回示した事項などを踏まえまして重点的に取り組む事項として整理しているところでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。この資料につきましては、中間案の第1章から第5章までの全体の構成の関係を1枚にまとめたもので。これについては、

また後ほど説明させていただきたいと思います。

次に、4ページをお開き願います。4ページ以降につきましては、現時点で各章に盛り込むことを想定している中身について記載しているところでございます。

4ページ、第1章「計画策定に当たって」というところに記載する中身を示しているものでございます。内容につきましては、例えば2の「計画の位置づけ」では、この計画が教育基本法の第17条の第2項の中で地方公共団体が策定すべきと書いているものに当たる計画であるということを位置づけているものでございます。また、3の「計画期間」につきましては平成22年から平成31年までの10ヵ年計画であるということと、あわせてアクションプランも作っていくということを記載しています。次の4でございますが、「策定方法」といたしまして、審議会の設置とともに県民意識調査や意見聴取会、あるいは知事部局を含めた策定本部を設置して策定するという内容につきまして第1章のところに書いていきたいと考えているところでございます。

次に、第2章、第3章になりますが、第2章につきましては「本県教育の現状」、第3章につきましては、「本県教育の目指す姿」ということでございますけれども、これにつきましては、3ページにお戻りいただきまして、3ページの全体の中でご説明をさせていただきたいと思います。

第2章につきましては、本県教育を取り巻く社会の状況と本県教育の課題というのを盛り込むということを考えてございますけれども、この章につきましては、本県教育を取り巻く環境といたしまして、この資料の一番左側に「本県教育を取り巻く社会の状況の変化」という形で示してございます。示した中身につきましては、(1)人口減少と少子高齢化の進展、(2)国際化の進展から(7)家庭や地域の変化というようなことを記載していきたいと考えております。

次に、第2章のもう一点「本県教育の課題」でございますが、これにつきましてはこの資料の一番右側でございます。学校教育の課題といたしまして、まず学力の問題でございますが、「学習指導」、それから2番目としては「進路指導」、それから「特別支援教育」という形で、「教育環境」までの6項目についてここに記載してございます。

そのほか「社会教育」、「生涯学習」、「スポーツ・文化」の関係という形で、内容につきましてはこういう項目でもって「県の教育の課題」というのを整理していきたいと考えているところでございます。

次に、第3章「計画の目指すべき目標」でございますが、この資料につきましては、左から2番目の欄に記載してございます。「目指すべき姿」につきましては、調整中という形にさせていただいてございます。

次に、「計画の目標」でございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、本県の教育を取り巻く社会の状況を踏まえまして、楕円の丸のところでございますけれども、四つの項目を「計画の目標」として考えてございます。例えば「夢と志を持ち、その実現に向けてみずから考え、行動し…」と書いてございますけれども、高度情報化とか経済活動の中で生き抜く力をつけていくという形で計画の目標を設定したところでございます。

次に、第4章になりますが、この図のちょうど真ん中になりますけれども、第3章でお示しした目標を実現するために、ここでお示しました七つの基本的施策の方向性という項目で施策を展開していきたいということを示しているものでございます。

「施策の基本方向」でございますが、第1番目といたしまして、「確かな学力と自立

する力の育成」と書いてございますが、これにつきましては資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

第4章につきましては、各七つの項目につきまして施策の項目とその内容について記載しているわけでございますけれども、上方に書いてございますように、各基本的方のものと「現状と課題」「施策の方向性」「取組施策」「施策の内容」というのを中心として記載していきたいと考えてございます。

「確かな学力と自立する力の育成」につきましては、1番目に「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」、2番目といたしまして、「小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進」、3番目といたしまして「伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」、4番目といたしまして「時代の要請に応えた教育の推進」という四つの項目を立てて記載しているところでございます。

取組施策のところに「重」という文字を書いてあるところがございます。例えば1では、「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」というところに「重」と書いておりますが、この部分につきましては重点的に取り組んでいきたいという考え方で整理したところでございます。なお、重点的な取り組みの計画の表し方は、別冊資料2を見ていただきたいと思います。この別冊は、現時点で計画のでき上がりのイメージとして考えていくところでございます。2ページから9ページまでが第1章から第3章までになっておりまして、先ほど説明した内容などを見ながら、目標すべき姿、目標等に変えていきたいという形で今のところ書いているところでございます。

それで、先ほど申し上げました学力の関係につきましては、10ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど「施策の基本方向」という形で示しましたところでございますけれども、この中身につきましては、左側のページの「現状と課題」、それに合わせましてそのデータ、グラフを下に示していきたいと考えてございます。次に、右側のページでございますが、そのための「施策の方向」ということで書いておりまして、(1)「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」から先ほど言いました四つの項目をここで書いていきたいと考えてございます。

特に重点的に推進する取組につきましては、次の12ページのように別にページを設けて詳しくわかりやすく書いていきたいと考えております。ここには、取り組む施策の内容と、右側のようなイメージ図や絵を使いながら施策の全体を県民にわかりやすく伝えるために書き分けていきたいと考えているところでございます。

以上、これから七つの基本的施策の方向性を説明していきますけれども、重点的に取り組むものについては別立てで説明していきたいと考えているところでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。基本方向の2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」でございますが、これを推進するための取組施策といたしまして、真ん中の欄にありますように、「思いやりの心をもち、想像力に富んだ子どもの育成」から「悩みを抱える児童生徒への支援」「体力・運動能力の向上」とあります、6番目の「心身の健康を保つ学校保健の充実」までの6項目で、これらの実現を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、10ページ基本方向3「特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進」でございます。柱立てにつきましては「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育」と「障害のある子どもの自立と社会参加の支援」という二つの観点に分けて書

いていきたいと考えているところでございます。

次に、11ページにつきましては、「教員の資質・指導力の向上」でございます。これにつきましては、「学び続ける教員のための体系的な研修」ということで研修の関係が一つ、また2番目として「優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム」、あとは「教職員研修の拠点施設の整備」「教員免許更新制の円滑な実施」「教職員を支える環境づくりの推進」という全5項目で書いていきたいと考えてございます。

次の5「期待と信頼に応える学校教育の推進」では、学校づくりの関係について記載しております。(1)につきましては、「県立高校の改革の推進」です。(2)は、「開かれた学校づくり」とということで、これは小・中・高にかかる内容でございます。あと、「学習環境の整備充実」「私学教育の振興」という全部で四つの項目で書いていきたいと考えております。なお、「県立高校の改革の推進」につきましては、これは別な審議会でもちょっと今ご協議いただいておりますので、その中身によって若干変わる可能性もあります。

次に、6「家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり」という柱立てでございます。これにつきましては、「協働教育の推進体制の整備」から「安心・安全な子育て環境づくり」、「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」、「子どもたちの体験活動の推進」までという四つの観点で書いていきたいと考えてございます。

最後でございますけれども、7「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」として、生涯学習の関係と文化・芸術、あとはスポーツの関係について掲げていきたいということでございまして、「多様な学習機会の提供」から6番にございます「文化財の保護と活用」まで六つの項目に分けて書いていきたいと考えてございます。

第5章でございますが、これにつきましては「計画の推進」に関する項目でございます。推進する手法といたしまして、アクションプランを策定していくということが一つでございます。あとは、推進にあたりまして教育委員会以外の知事部局あるいは市町村、地域・家庭、民間団体との連携を深めていくということが一つでございます。それから、進行管理につきましては、一番右でございますけれども、この計画の点検・評価をしていながら計画の進行もやっていきたいということを書いているところでございます。

以上、大変ボリュームのある資料につきまして、各施策の項目についてまではご説明しませんでしたけれども、こういう中身でもって現段階検討しているところでございまして、これにつきましてご意見をいただきながら、また、中身を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

四ツ柳会長

はい、ありがとうございました。

まず、最初にご説明いただいたこの委員会のスケジュールにありますように今日は、6月19日、第4回でございます。本日ご審議いただいた素案をさらに練り上げて、第5回を7月下旬、そこで中間案の検討、さらに進めて、第6回、8月下旬で中間答申案のまとめを行ないます。それで、このまとめた案をパブリックコメントに出す、そういう流れでいきますので、あと2回審議があるとお考えいただいて、その中でご意見をいただきながら作業を進めたいと思います。今日の作業の位置づけを大まかに把握いただいた上でご議論いただきたいと思います。

さて、それですね、これから審議に入りたいと思いますが、時間が4時半までと限られておりませんので、一通り最後まで審議をするということを前提として、個別の審議

を時間で区切って進めたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうござりますか。

（「はい」の声あり）

ですから、1番から7番までそれぞれ10分ぐらいずつ議論していって、まだ議論があるようでも一応最後まで行ってからもう一回戻るという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず計画の目標と施策の柱立ての全体構成について何かご意見ございますでしょうか。これは、横長の資料の2ページの全体の柱立てでございます。ここにつきまして10分間、意見交換したいと思います。はい、高橋委員、どうぞ。

高 橋 委 員 まず、大変丁寧な資料をつくっていただきまして本当にありがとうございます。本当に大変だったろうと思います。

意見を申し上げる前に一つお願ひがありますけれども、資料を作つて送つていただくのは大変だと思うんですけれども、私、この資料見たのが夕べなものですから、もう一日ぐらい余裕があると助かるかなという気がするのと、もしぎりぎりでもその場合はやむを得ないのですけれども、昨日送つていただいた資料と今日いただいている資料が若干違うので、そうするとせっかく夕べ見ても、ページが増えたり、文言が若干変わったりしています。それであれば、もう資料は当日配付しますと言わされた方がいいのかなという気がしましたので、それはまずお願ひとして1点申し上げたいと思います。

次に、今お話がありました、多分2ページのところの話だと思うんですけれども、前回の会議で、私はPTAの立場で出ていますので、社会教育の団体から見て宮城県の教育の特徴として協働教育が挙げられるという意見を申し上げたと思います。それで、そのときにほかの複数の委員さん方からも協働教育というものがやはり素晴らしいという意見があったんですけれども、前回の10の柱立てが七つに整理されているんですが、何か「協働」という言葉は残っているんですが、「協働教育」という言葉が消えてしまったというのが、ちょっとあれっと思ったのが一つと、それを受け、「取組」というところに「協働教育」という言葉は出てくるんですが、太字が重点取組というところで、太字ではない扱いになっていたというところが大変ショックというと大げさなんですが、昨日いただいた資料は、「調整中」という表記だったので、もしかすると消えてしまうのかなと思って今日来たんですけども、消えてはいなかつたのでまだよかったかなという気はしますけれども、ここは重点項目にして宮城らしさを出した方がいいのではないかなと思います。

なぜかというと、ここ数年、知事さんを中心に協働教育について審議をしてきたわけです。宮城県協働教育振興会議という組織をつくりまして、その委員に村井知事さんも入っております。それで、数年間かけて協働教育について審議しまして、今年の2月4日に知事さんみずからが「宮城県協働教育推進宣言」というのを出されています。それで、その際に「アクション21」という具体的な施策も示されておりまして、私もその委員だったものですから、宮城県は協働教育を前面に、それを宮城の教育らしさの一つとしてやっていっているんだなという認識できたものですから、何かこちらの方の重点取組からも外れているとなると、知事を先頭にやってきたこれは何だったんだろうかなという印象を正直言って持ちました。

なお、この委員の方には、私の方には今日出席されております石垣委員さんもそのメンバーだったので、もしかすると同じような感想を持たれているかもしれないんですけど

れども、率直に言ってここだけがちょっとひっかかりましたというか、どうなんだろうかという印象を持ちました。以上です。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。今、お名前が出ましたんですが石垣委員、いかがでしょうか。

石垣委員 はい、私も同様の意見を持っておりまして、実はこの後、発言をしようかなと思っていましたすけれども、そういう意味では協働教育の成果が実は学校教育だけのところに収まらず、その話題を持ち帰って家庭の中での対話も促進しているということがあって、そういう二次的な効果もあるということで、非常に宮城県の教育としては大きな効果が期待できるのではないだろうかというふうに考えております。

重点項目がたくさんあり過ぎるとまた大変だというふうに思うんですけども、何らかの形で、地域と学校教育と非常に密接に結びつけるこの協働教育については重要視していただきたいなというふうには思っております。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

この施策の柱立てのラインナップを見て、「6. 家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり」というのがあります、これは協働教育のことではないんですか。「協働教育」という固有の熟語がないとだめなわけですか。

教育企画室長 今、お二人からご意見をいただきました。計画全体もまだ作業中なんですけれども、実は、この件については、生涯学習課と協議しているところでございます。我々今回、審議会や各地区の意見聴取会で、家庭・地域・学校が連携していくのが第一ではないかということが言われておりますので、そのことはこの計画全体で、やはり位置づけていく必要があるだろうと考えております、「目指すべき姿」の中でも「社会全体で」的なことを仮称で入れておりますし、あとは第6章のところで、「家庭・地域が協働して」という形で入れているということで、極めて大事なポイントだと考えて位置づけているところでございます。そこを、いわゆる協働教育というところを、全体の中に入れている項目をまた施策という細かい形でもう一回それらを入れ込むと、どうしもまた同じことを繰り返して言うようになってしまふということがございますので、ここでは協働教育を推進するための体制ということを掲載しております。そこでも抜き出して書きたいなと我々考えているところなんですねけれども、そこを生涯学習課と協議しております、「協働教育」という言葉をやはりどこかに残してほしいという話は生涯学習課から受けまして、今調整しているところでございます。

四ツ柳会長 今のような状況ですが、いかがですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ほかにございますか。

全体の柱立ての段階では見えないところも各1から7の章の中では出てくるかとも思いますので、そこを見ながら改めてまた「これは全体の方の項目の表面に出ていた方が望ましい」ということもあるかと思います。

それでは、まだ時間が3分ほど残っていますが、一応次に行って、必要に応じてまた柱立てのところへ戻るようにさせていただきたいと思います。

それでは、次の項目ですが、柱立ての1から7まで、これを議論してまいりますので、1番目の「確かな学力と自立する力の育成」についてご意見ございましたらご発言を願いたいと思います。橋委員、どうぞ。

橋 委 員 小・中・高と続けて教育をしていく中で、多分子どもさんがすごく勉強が嫌いになる時期があるのではないかなどというふうに皆様のお話を聞いていて思っていたんですけれども、ちょうど昨日NHKのクローズアップ現代で「10歳の壁」という番組をやっていました、子どもさんが勉強が嫌いになるのはこの年齢だということを特定していたんですね。それは、子どもたちの読書が不足しているために読解力が不足していく、問題の意味がよく理解できないために問題が解けなくなってきているという話だったんですね。そして、不登校とかそういうふうな形に流れていくということなので、全体の子どもさんの教育の中で、こここの部分に重点を置けば落ちこぼれていかないんだというのが逆に分かってきたんですけれども、教育の中で重点的に子どもたちが落ちこぼれない这样一个所を学年で切って、そこに重点を置いていくというようなことも必要なではないかなと思うので、この計画の中にそれも盛り込めないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

四ツ柳会長 勉強していく中で、学齢的に10歳のところに一つのターニングポイントがありそうだというご発言です。ですから、それを考慮したような教育体系を組むような施策はないんだろうかというご意見でございました。いかがでしょうか。

ほかの委員の先生方から、何かございますか。

教育の議論するとき、必ず、ボトムアップと平均と、伸びるのを伸ばすという3本があるんですね。それで、今のご意見はどこになりますか。平均ですか。10歳前後というのは、子どもたちの伸びが、力の差が非常に出るところです。ある子は置いていかれかねないし、ある子はもう先に行ってしまってまどろっこしくてこんなにつき合っていられないという状況まで生じる、そういう学齢なんですね。

ですから、我々はよく現場にいて学生たちの能力を見ていますと、こぶが幾つにもなるんです。典型的なのは二こぶですけれども。二こぶのときに、私はいつも後輩たちにクレームしていたのは、平均で講義をやつたら上も下も総スカン食らうよと。そういうことがあるんですね。

ですから、ボトムは確かに意味があるんです。いわゆるドロップダウン、ドロップアウトしないように防がなければいけない。しかし、そのかわり今度は上の方に対する手当もやっていかないと、多分そちらの方がぶつぶつ言い出してしまう。そういう難しさがある中で、今平均値で議論することは難しい問題があるかなと私はちょっと感じておりますが、どうぞご意見をいただきたいと思います。

ご意見がなければ、私も一言、問題を提案させていただきたいのは、7ページの基本方向1の一番左端の欄の○が三つある真ん中です。このニート、フリーター問題はどちらかというとドロップアウトに近い方なんでしょうね。ですから、ボトムに対する配慮が要る。それから、もう一つは、今度は大学・短大への現役進学達成率等ですか、これが低い。これは逆に言ってトップレベルが本県では少し他県に比べて弱いのではないかという問題提起がここに出されていて、たまたま今ご発言がありました真ん中の話がここに出てないんですね。その辺もちょっとここから先、お考えいただきたいと思います。

それともう一つ、既に現場でこういう現象は現象としてデータが後ろにあるのですが、この原因解析みたいなことはどの程度現場でやっているんでしょうか。いかがですか、事務局の方で、データがもしあったら結構です。

教育企画室長 まず、ニート、フリーターの関係ですけれども、データだけ示させていただきますと、資料2の10ページの左側のところに、フリーター数の推移と若年無業者数の推移というのがあります。宮城県の就業構造調査という資料でございますけれども、特に宮城県の場合はフリーターの率が全国より高いという状況でございます。ニートは全国より高くなかったと思います。ただ傾向としては少し減っている、平成19年は減っているという状況にございます。そこでよく言われているのは、まずは労働環境の変化ということで、正規職員の採用が労働環境によって変わってきてているというのがあります。それが1点と、若者の目的意識が少し薄れてきているのではないかというのによく言われている話だと思います。

それから、大学の進学率につきましては、宮城県の場合は全国に比べてもともと大学進学を希望する割合が全体的に低いということがございます。それに対して、希望する方の達成率も若干低いというようことが状況としてあります。以上でございます。

四ツ柳会長 宮城県のいわゆる教育風土ですか、昔からちょっと進学率が低いということですね。それから、「進学率」ではなくて、ここに書いてあるのは「達成率」と書いてあるので、チャレンジして突破しなかった人の率という意味になると、ちょっと風土とまた別な質的なニュアンスが入ってくると思います。これも後でデータがあつたら委員に補充してお示しいただきたいと思います。どうぞ、ほかの委員の方々からもありましたらお願ひします。

佐々木(功)委員 先ほど高橋委員と同じように、昨日まで出張していたものですから、今日全く資料を見ないで、この場所に来てから資料を見させていただいたものですから、できれば二、三日ぐらい前に資料を送っていただけるように私からもよろしくお願いしたいと思います。

それで、この7ページの「基礎・基本の定着と活用する力の伸長」で、4)の学力・學習状況調査結果の活用の欄ですね、これは非常にまとまって施策内容がしっかりとしているなどというふうに見受けられますけれども、その中で「各学校の課題に応じた効果的な指導方法の開発」となっていますけれども、この効果的な指導方法の開発というのは、どこで行なおうとしているのか。いわゆる県教委でそれを具体的にやっていこうとしているのか。それとも各市町村の教育委員会にこれは任せることの意味合いののか、その辺のことはどう考えたらよろしいのでしょうか。

四ツ柳会長 それは、事務局の方でどう考えていらっしゃいますか。

我々、大学にいた方の感覚からすると、これは学校の責任だと思いますけれども、どうですか。ただ、義務教育なんかですとそうでもないでしょうか。何かご意見がありましたら。

教育企画室長 多分、どちらとも協力してやれる話だと思います。「各学校の課題に応じた」でござ

いますので、当然各学校が課題に応じた形でやってもらうというのがありますし、それを含めて県教委でいろいろなサポートをしていくということであると思いますので、協働してお互いに連携しながらやっていくという形になると思います。

四ツ柳会長 よろしいでしょうか。

先生方が自分のクラスの様子を把握しながら、そのクラスの子どもたちが理解して伸びていけるような方法をつくっていく。これは多分学級指導の基本だとは思います。どこかほかの方からこうやるんだよというお仕着せのように指令が出て、一斉にそれをやるのは、むしろちょっと現時点では奇妙な気がしております。（「よろしいですか」の声あり）はい、どうぞ。

佐々木(功)委員 教職員の方々を信用しないわけではありませんが、やはり各教育委員会の中で、私が見てもかなり指導内容等についても格差があるよう感じてなりません。したがって、本来会長がおっしゃるとおり、教育の現場の先生方がしっかりとやって、この指導方法の開発等もやっていただければそれでよろしいんだろうと思いますけれども、やはりこの点については、今までどちらかというと各市町村の教育委員会あるいは小中学校の先生方に委ねることが非常に多かったのではないかなと思います。それがもしかすると宮城県の小中学校の子どもたちの学力が、全国平均から落ちている大きな要因になっているのではないかなど、ちょっと私は思っています。

ですから、その辺のところは、県教委としても、やはりもう少し関わりを持って、ほかの会合で申し上げましたけれども、種をまくことは県教委がやるけれども、花を咲かせて実をならせるところでは各市町村の考え方であるということではなくて、やはり実を結ぶまで県教委がしっかりとサポートしていくという姿勢が非常に大事ではないかなと思っています。ちょっとその点、今までの県教委はその分がちょっと足りなかつたのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

これはですね、後の方で、基本方向4「教員の資質・指導力の向上」のところでもまた関連案件が出てきますので、そこで併せてやりたいと思います。

そのほかにございますか。はい、どうぞ。

石垣委員 7ページの3「伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」というところですが、この中に「児童生徒のコミュニケーション能力向上に向けた教育を推進する」とあって、これは、「外国語活動と国際理解を深めるために」と書いてあるんですね。それで、実はそのコミュニケーション能力が必要なのは、別に外国語活動や国際理解のためではなくて、家庭教育ですとか非常に根源的なところで、しっかりととした学力の向上というものにもつながるということだと思います。このコミュニケーションという言葉もそうですが、アドベンチャープログラムですとか、ディベートですとか、外国語の方が何となくそういう体制が整っているという印象があるんですが、実は日本語教育の中でそういう体制をしっかりとしていくということが、しっかりととした学力につながっていくのではないかと思っておりますので、ぜひこの辺はそこの項目だけというのを工夫していただきたいなというふうに思っています。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。まずは日本語ですね。日本語ができていないと話にななりませんから。やはりちょっと表現を工夫して、日本語のコミュニケーション能力も大事な課題でございますのでよろしくお願ひいたします。

(「会長」の声あり) はい、どうぞ。

教育監兼教育次長 先ほど佐々木委員からお話をあった件でございますけれども、佐々木委員の趣旨からすれば、この文言ではちょっと読み取れないということですので、次回はもうちょっとその趣旨を踏まえた表現をさせていただくということでよろしいですか。基本的にはですね、佐々木委員さんのお話にあった趣旨でございます。各学校の教諭なんですが、それを県がご支援申し上げていくというふうな趣旨ですので、文言が不十分であるようすで、こここのところをちょっと検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

四ツ柳会長 はい、わかりました。

それでは、次は基本方向の2番ですね。はい、どうぞ。

松良委員 左端の○の2のところで、「いじめや不登校などの問題行動のほか」という欄がありますけれども、いじめと不登校がついついセットにされてしまうことがあると思います。しかし、いじめと不登校というのは別の問題で、中にはいじめが原因の不登校があるかもしれません、まれなケースでありまして、いじめの解決と不登校の解決は相当に違う問題として、是非ばらばらにして誤解のないように進めたらいいのではないかと思います。

いじめの場合はもちろん学校に原因がありますけれども、不登校の場合には機能不全家族などの家族関係の原因の方が多いということ、そしてまた、スクールカウンセラーがすぐ登場しますけれども、スクールカウンセラーは積極的な解決ができるというものではなくて、隠れていたいじめ問題を発見するとか、被害者の居場所をつくるとかで、カウンセラーが出てくれば解決するんだというような誤解を与えるような書き方も避けた方がよろしいのではないのかなというふうに思います。

同様にこのいじめと不登校を先頭にしているのは基本方向の6のところにもありますので、ちょっと気をつけた方がよろしいと思います。

それからもう一つ、次のページの5)番で、「運動部活動の充実」というところがありますが、児童という言葉も使ってありますので、小学生の問題まで含んでいるのかと思いませんけれども、私がかつて小学生のスポーツの指導をしていたときに、街中のある学校のチームがぼとつ消えてなくなってしまいました。すばらしい指導者とすばらしい子どもがいたんですが、人数不足のためにその活動ができなくなったということがありました。その学校は、今でもその小学校の存続運動というのがなされているわけですが、そういう健全育成ができなくなった小規模校を解消するということは、ぜひ積極的に教育委員会としては働きかけていくべきではなかろうかと思います。少なくとも学校が卒業生のためにあるというような誤解をしてはいけませんので、学校はあくまでも若い子どもたちの健全育成のためなんだということで、積極的に小規模校の解消ということもこの部活動の充実のために必要だというところまで踏み込んでいかがかと思

います。

四ツ柳会長 小規模校が部活にとって活動しにくい環境になるので、それをつくらないような工夫をしていただきたいということですね。はい、ありがとうございました。
ほかにございましたら、どうぞ。

石垣委員 これは表現の問題になるかもしれませんけれども、その現状と課題のところで、「通学路で子どもたちが被害に遭う事件・事故が少なくないことや」云々とあって、最後に「危機を乗り切る能力を身につけることが求められている」ということがあって、こういうふうに文章が続いてしまうと、こういう被害に遭う事件から危機を乗り越える力というのが、ややもすると個人の責任に読めてしまう危険性があるのではないかという感じがするものですから、その体制の問題と自分が身につけなければいけない能力としっかり区別した方がいいのかなというふうに思います。施策の方を見ると理解はできるんですけども、最初のところの文言なものですから、ちょっと気になっただけお話ししたいと思います。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

佐々木(功)委員 基本方向の2にもしかしたら合致しない話になるかもわかりませんけれども、平成24年からたしか中学校の必修科目に武道が取り入れられるとお聞きしておりますけれども、この武道を取り入れた背景というのは、いわゆる子どもたちの心の問題あるいは体力、健康づくりということも含めた、バランスのとれた育成という意味で武道を必修科目として平成24年から取り入れるというふうに私は思っているんですけども、多分そういう意味では、「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」というところに合致するものなのかというふうには思っているんですが、そうなってくると、文部科学省で平成24年から必修科目として取り入れることが背景としてある以上、やはりこの中のどこかにそういったことが入ってきてもよろしいのではないかというふうにちょっと思ったものですから、その辺のところはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

四ツ柳会長 いかがですか。事務局の方で今の武道の問題について考えはありますか。スポーツ環境の中に入るのかとも思いますが、その中では特定のスポーツの名前を挙げて書くようなスタイルにはなっていませんね、これは、ご検討ください。うまく納まるところがあれば、納めるし、特定のスポーツ等に対する取り扱いはしない、全体的な書き方でいくんだというならそれでもいいと思いますが、整理願いたいと思います。
それでは次に、10ページ基本方向3ですね。ここは、「特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな教育の推進」についてです。はい、竹田委員、どうぞ。

竹田委員 特別な支援が必要な子どもたちへの教育について一番大事だと思うのは、その子どもたちが自立することだと考えます。
先日少し知ったのが、イギリスでの教育での話なんですが、障害のある子どもたちにさまざまなことをチャレンジさせて、指導の教員がその能力を発掘というか発見して、

その能力を伸ばしていくという教育方法を耳にしたものですから、こここの文言はすごく素晴らしいのですが、もう少し踏み込んで障害のある支援が必要な子どもたちへの配慮をした方がよいのではないかと考えました。以上です。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございます。

この施策の内容の3)に「進路指導」という事項がありますが、この書き方を考える必要があるということですか。漠然とは書いてありますね、今おっしゃったようなことは。

竹田委員 そうですね、はい。お願ひしたいと思います。

四ツ柳会長 この辺がこの後出てきます社会の支援、いわゆる現場で実際に働く場のことを熟知していらっしゃる企業等の方々との協力がないと、先生方の方は逆にわからないわけですね。そういうような取り組みも、個々へ社会支援が必要になってくるということがありますかと思います。

時間をたっぷり残して総合討論をしたいと思いますので、次にいきます。

基本方向の4番、「教員の資質・指導力の向上」です。ここが先程からいろいろ多角的な答えが出ていたところですから、どうぞご意見ください。ございませんでしょうか。

では、考えていらっしゃる間に私から話題を出させていただきます。

取組施策の(2)「すぐれた人材の確保と能力を発揮できる人事システム」ですが、これは非常に大切なですが、他の国のことのご紹介申し上げますと、いい教員が手に入らない国がどうやったかというと、教員の待遇を上げたんですね。そうするといい人材が来るようになった。これは当然あり得ることですね。ただ、日本の場合は教育公務員をそう簡単に給料を上げるというわけにはいきませんから、非常に複雑なんですね。例えばアメリカでいい教員が得られなくなったときにやったことです。イギリスでもそうでしたかね。教員給与を上げて、若い人たちに教員をすることの魅力をアピールして、いい人材を集めて改善を行なった。これはもう国レベルがやらないとだめな話ですけれども、施策としては待遇改善という考え方もあるわけですね。

それから、もう一つはですね、よく出てくるのは先生方が忙し過ぎるという話題に対する手当です。何かあったときのバックアップ体制でしょうか。産休などに対するバックアップ体制は制度化されていますよね。そういうもののほかに、先生方に研修してこいと言って出したら、現場のほかの先生方が参ってしまったというのも困りますからね。そういう研修を意義あるものにするためには、研修のバックアップ体制を考えるとか、先生方を確保するための多様な施策の工夫はまだあり得るかなと思います。給料の問題はともかく、バックアップ体制の方が実質的だと思います。

青沼委員 新任採用教員の研修については、文部科学省を中心として制度化されているわけなのですが、現場サイドからいたしますと、一週間に一回必ず研修と称して教育センターなどの研修機関で研修するというシステムになっていると思いますが、私は、前々からその研修のシステムというのは非常に充実はしているものの、実際問題大学の三年生、四年生あたりで教育実習をして、それでもって現場で職務を行なうというような今の社会環境になっていないと感じています。いわゆる教育実習だけでのキャリア的な部分とい

うのがまだまだ不足している。社会環境の中で教員に対する非常に大きな要求度合いといふのは、かつての10年、20年前と比較にならないぐらいになっていて、新卒の教員は、かつて我々が初任のときと比較すると、まず10倍程度の要求度合いがありまして、そのことによって担任すらもできない状況です。

つまり、大学である程度の教養や一般的な教員としての資質を蓄えてきたとしても、そのことが果たして今の現場で反映できるのかということになりますと、私は宮城県独自としてキャリア教育の一環という形、例えば1か月、2か月あるいは半年ぐらいの期間で、いわゆる職場体験的な研修システムというのも構築するのは一つの手ではないかと思います。その教員の資質、指導力の向上という前に、やはり社会性を身につけていく、そしていわゆる勤労観が身についた上で教壇に立つというふうなシステムも考えなければならないのではないかなと思っています。

ですので、今の現行の文部科学省での初任研というような制度ではなく、何らかの形で具体的な、宮城県独自のシステムを構築する必要があるんだろうなと、それは痛切に感じます。以上でございます。

四ツ柳会長 大変もっともですね。私は、工学なんですけれども、やはりエンジニアが卒業してすぐ役に立つかという問題がありますと、国際的にエンジニアはあちこち行くわけです。ですから、インターナショナルに通用するエンジニアの資格の相互承認が数年前から始まっていて、日本技術者教育認定機構ということができています。外国の工学部卒業4年生と同等の力量を持っているかどうかの認定をするんですね。そのためには、長期インターンシップが不可欠なんですよ。極端な例を申し上げますと、カナダでは学部時代に4ヵ月単位で6回研修に出させている。そうすると丸2年外に出すことになるんです。それぐらいの研修をさせないと一人前のエンジニアにはならないというのが現代のエンジニアなんですね。学校で教科だけ習ったのではですね、個々の知識は身につきますけれども、現場で使い物になる知識にならないというのがカナダの理解。日本は到底それについていけない。

それで、今、文部科学省と我々との間でこれは大変だということになりました、文部科学省が数年前に海外先進教育実践支援プロジェクトというプロジェクトに予算をつけて、希望する学校に手を上げさせて、チャレンジしてみたいところはそれにチャレンジして予算とバックアップ体制を整えたんですね。まだまだ始まったばかりです。それで、「海外先進教育」という言い方、皆さん方は抵抗ありませんかね。日本は先進国なはずですよね。ところが、教育に関して日本は後進国だと文部科学省が言ったんです。

それから、もう一つ、私どもの方の工学関係では経団連の前の前の会長の奥田さん、トヨタの会長ですけれども、彼いわく「日本は技術のキャッチアップには成功したけれども、教育のキャッチアップには全く成功していない」。これが技術者教育なんです。そんなわけで、文部科学省が教育に関して日本は遅れてしまったという認識を持ったんですね。それは大分前です。10年ほど前でしょうか。でも、そういうするうちにだんだん確かに他分野の日本の総合力は国際的に低下していきましたよね。これが現状です。ですから、今、ご発言がありましたように、いいことなら文部科学省のレベルを超えてでも、宮城県が何か工夫するチャンスをみんなで考えてみるというのは一つの行き方だと思います。そんなにお金がかからずにやれる仕事にもなると思います。

教育監兼教育次長

今、3名の委員さんの方から教員の資質向上・指導力の向上についてお話、ご指摘をいただいたわけですが、会長の方からございましたすぐれた人材の確保については、委員長お話のとおり、なかなか待遇改善というところが比重として大きくございまして、また、本県独自で満たせる部分というのを、ある程度可能な部分と条件が厳しい部分とがございますので、この部分についてはもっと別の場、別の機会の中で検討してまいりたいというふうに思います。

それから、忙しさに対する対応ということについては、(5)の中で部分的に触れたつもりだったわけですが、もう少し会長の趣旨を踏まえたところでの書き込みがあればいいのかなというふうに思ってございますので、これについてもちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、もう1点、研修のお話が青沼委員からございましたけれども、これも(3)のところで一部触れてございますが、青沼委員のご意見については教員のキャリアという部分をもうちょっと広くした方がいいだろうというふうなお話でしたので、今、新センターを構築中ですので、そのソフトの部分でこれから検討させていただきたいということで、この文言の中にもしもそういった研修内容の検討部分が語句として入れるようであれば、入れさせていただきたいと思います。以上でございます。

四ツ柳会長

はい、ありがとうございました。他にありましたらどうぞ。

高橋委員

この教員の資質・指導力の向上というのはある意味大変重要なところで、全て重要施策という位置付けをしてもいいぐらいではないかと思って実は読んできたわけです。

先生方の現場をよく知らない立場で言うのも何ですけれども、まず一つは、魅力ある先生方を確保するというためには、やはり小学生、中学生が将来の夢というものを聞かれたときに、ぼくは将来先生になりたいという子を増やす雰囲気づくりが必要なのかなと思います。今、卒業式などで一人一言を言うような場面がありますが、「ぼくは将来先生になりたい」というようなことを言う小学生、中学生が大分減っているというか、めったに聞くことができないので、先生方がすごく忙しく見えて、魅力ある職業から大変な職業だというような認識を持っている子どもたちが多くなっているのかなという気がします。

それから、この(2)の①で「教員採用選考試験の工夫・改善等の推進により」云々とありますけれども、具体的にそのような工夫とか改善というのはあるのかなという疑問は持っています。

それと、私の立場からすると、学校の先生方で一生懸命な方はいっぱいいますけれども、その中でも派遣の社会教育主事を経験された先生方というのはものすごく人気があります。すごく魅力的で、その人間的な魅力だけではなくて、本当に学校と地域を橋渡しするような力を持っている方が大変多いので、そういう派遣の社会教育主事の方のことはこの(2)の③でうたっているのかどうか、その先生方も含むのかという疑問があったので、その辺をちょっとお聞きしたいなと思いました。以上です。

四ツ柳会長

含まれているかどうかというあたりはいかがですか。はい、どうぞ。

教育監兼教育次長

今、高橋委員からお話がございました部分は、14ページの(2)の「地域の生涯学

習指導者等の育成」というところで、社会教育主事の、こういった力を通して市町村社会教育施設へ支援をしていくという部分で記載してございまして、例えば魅力ある教員として社教経験者がということでしたけれども、主たる業務については社会教育主事の場合はこういったところですので、これを通して結果的に話のあったところに結びつけていくというふうなことで考えさせていただいている。

四ツ柳会長 それでは、もう少し先にいきましょう。

次の12ページ、基本方向の5についてご意見をいただきたいと思います。

では、皆さんにお考えになっている間に私からお話をしますが、このタイトル自体が余りにも当たり前過ぎると思うのですが、いかがですか。これは全くそのとおりのタイトルなんですが、「期待と信頼に応える学校教育の推進」というと、すべてが入ってしまうので、もう少し具体性を持つ表現方法を工夫された方がいいのではないかという感じがします。

それから、(2)の施策の内容の3)ですが、「外部人材の活用の促進」というものがあります。これが今まで出てきた話題の中でいろいろなところで使えると思います。それで、この外部人材の中には、教員有資格者もいるでしょうし、教員の資格者でなくとも多様な意味での社会のキャリアを持っていらっしゃる方、それを単独では教員資格を持たない場合にはちょっと問題が発生しますから、だれかの監督のもとで部分的にある役割を担っていく、そういう使い方を幅広く行いますと、先ほどから出てきていますマンパワー不足の問題など、いろいろなところでカバーされるでしょうし、それが実現していくと、先ほどの2ページの一番初めの「社会総がかりの教育で」ということが実現すると思うんです。ですから、学校だけでやるのではなく、社会総がかりで教育するんだという、その一番の目玉がどうも私はここにキーワードがあるのではという感じもしています。

では、これも次へ送りまして、次の13ページの基本方向6です。ここも地域と協働が出てきます。先ほどご意見をいただきました高橋さんと石垣さん、ちょっとこれをごらんになって書き込みがこのようものでよろしかどうかを見ていただきたいと思います。はい、村山委員、どうぞ。

村山委員 幼稚園の村山でございます。幼稚園はこの中に入ってくるとは思うんですけども、生涯学習課長さんにお聞きしますけれども、今21,000人ぐらいが毎年幼稚園、保育所を卒業して小学校1年生になるわけでございますけれども、その中で保育所から上がっていく子どもさんが、宮城県内で約5,300人いるんです。それで、公立は2,800人程度なんです。それなのに、ここに書いてあるのは、(3)の3)の「家庭教育支援体制の充実」の中に、わずかに1カ所、「保育所や幼稚園」と載っているだけで、宮城県は幼稚園とか保育所を忘れているんじゃないのかと思ってしまいます。幼児教育の重要性というのは、国でもかなり力を入れて、幼児教育の無償化も考えられておりますので、やはり教育委員会としてももう少し保育所に行っている3,4,5歳、幼稚園に行っている3,4,5歳、そして家庭で親に育てられている子どもは1,300人ぐらいいるんですが、その子どもたちの支援も何かどこかに書き込んでいただきたいと、私たちは遊んでいるわけではないですから、少し考えていただきたいと思います。回答をお願いいたします。

四ツ柳会長 はい、ではどうぞ。

生涯学習課長 お話がありました保育所、幼稚園も含む支援体制の充実ということでございますけれども、すべてが教育委員会だけの施策で構成するということでございませんので、知事部局も含めて全体的な支援体制ということで考えていくということで認識していただければと思います。

ちなみに、前年度家庭教育という観点からは、子育て、それから親育ちの講座について、児童期の講座を約8,109名の参加者を得て実施をしておりましたし、その辺りの書きぶりについては、教育委員会の内部あるいは知事部局とも相談させていただきたいと思います。

四ツ柳会長 よろしくお聞かせください。何かもう少しありませんか。

私もですね、この審議会の一番初めのころにアメリカの児童教育のことをちょっと話したことがあるかと思います。2歳とか3歳児あたりですね。ここの子どもたちはかなり家庭内でしっかりと教育されているんですね。それで、本当の家庭教育の中へ県が何か物申すのはやりにくいことは確かなんですが、保育ですともう少し若い子どもで首が突っ込みますので、今度厚労省と文科省で協議して保育と幼稚園の体系一貫化を今議論しているようですが、もう少し何か具体的な支援の方があれば良いのかなと思います。

教育企画室長 そのような指摘を受けていましたので、児童教育の関係についてはちょっと考えてみたいと思います。以上でございます。

四ツ柳会長 よろしくどうぞお願いします。まだ2回審議できますから、そこまでにはご協議をお願いいたします。その他にありませんか。はい、どうぞ。

高橋委員 冒頭にお話をした関係で、詳細なところは後で教育委員会内でお話をさせていただければと思いますけれども、これを見ると協働教育が組織づくりだけのようなイメージでしかとらえられないんじゃないかなと思います。確かに協働教育のことをコラボといいますので、コラボレーションするという意味で県で取り上げてきましたけれども、そういう組織を作りながらその振興策というか事業を展開していくというところが見えていないような気がするんです。どうしてもこれだけ見ると協働教育を進めるためにそういう組織を作っていくましょうというところしかうかがえないような誤解を受けるので、先ほども申し上げましたように、宮城県協働教育アクション21というのがつくられているので、それを参考に少し入れられないかなと思います。事業の部分を少し入れていただければと思います。協働教育イコード組織づくりではなく、そういう組織を作りながら事業を展開していくというところが感じ取れるような表現を入れていただきたいと考えます。以上です。

四ツ柳会長 今の協働教育に先ほど出てきた教員の研修みたいなものまでは入っていないですね。（「はい」の声あり）入っていないですね。

私どもがよく協働教育を使うときは、先程エンジニアの話をしましたけれども、エン

ジニアを社会とともに育てるというのも協働教育になるんです。ですから、協働教育概念が相当に広いということをご理解いただければと思います。コオペレーティブ・エデュケーション(co-operative education)というんですね。はい、どうぞ。

生涯学習課長 協働教育のところでございますけれども、先ほども高橋委員と石垣委員の方から、重點から外れているのではないか、あるいは、事業が見えないというお話がございましたけれども、生涯学習課としては基本的には先ほどお話があったとおり、協働教育アクション21ということで、生涯学習課で実施しております協働教育振興事業あるいは学校支援地域本部事業をはじめ九つの事業、四つの柱立てで事業を推進しているわけですけれども、一方でこの協働教育という概念が、思想なり考え方なり、あるいは仕組みづくりというのもございます。そういうことで、この協働教育の理念等についてはこの基本方向の中のすべてにかかわっているという前提もあって、そのところでちょっと教育企画室と生涯学習課とで若干意見のすり合わせが必要になりました、今調整しておりますが、今後なお教育庁内で調整したいと思っています。

四ツ柳会長 ほかにございますか。

ないようですので、最後の基本方向7「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」についてご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

石垣委員 外部の人材の活用について、先ほどもお話があったと思うんですけども、ここにも非常に大きなポイントが置かれるのではと思っています。実は休日にある県立高校で運動部の部活のコーチをしております。先々週、高校総体がありまして、最後に試合が終わった後に生徒がこう言います。「ああ、これで僕のハンドボール人生は終わったな」と。高校は3年間ある訳ですけれども、そこで自分はスポーツは終わりだというふうに思ってしまっているというところが多分あるのかなあと思います。高校を卒業した後も、地域のクラブに行ったり、あるいは何らかの人脈でスポーツを続けられるというような、そういう地域とのつながりの上で学校教育のスポーツも考えていくと、外部の人材をどういう形でそこの中に協力してもらえるかということも考えなければいけないんだろうと考えますので、そういう意味でもう少し具体的に、どういうふうにつないでいくのかということをこの施策の中に織り込んでいただけると非常にうれしいと思っています。小学校、中学校、高校までは何とかスポーツというのは自分自身の生活の中に必要なところとして認識されているわけですけれども、そこから先がどうも断絶しているのではないかという感じがするものですから、この中のどこかに組み込めば良いと思っています。

四ツ柳会長 ありがとうございました。

「生涯スポーツ社会の実現に向けて」というところの(3)の中に幾つか項目がありますが、2)の「地域の指導者との情報交換を積極的に行なう」とあります。この地域の指導者になっていくことがありますね。

石垣委員 そうですね、そうすると非常にうまく動いていくのではないかと思います。

四ツ柳会長

そうですね。O Bたちを指導者として活用する。私がいた宮城高専もラグビー部が全国優勝を何回もしていますが、あそこが強いのは膨大な数のO Bたちが練習をバックアップにきててくれて、先生方はほとんど手を出さなくても全部O Bたちがやってくれていたということがあります。ですから、地域の指導者というのは、オールドボーイたちだとお考えいただければ広がると思います。

それから、今、若い子だけがスポーツをやっているとおっしゃったんですが、実は、私もこのごろ自分の老化防止のためにフィットネスクラブに行って泳いだりしていますけれども、そこはほとんど老人ばかりです。若者がほとんどいません。ですから、老人も本当に死ぬまでスポーツをする時代になったんだと改めて変なところで感心をしてきました。いわゆる競技スポーツに参加する老人もいました。バイアスロンなどに参加する人もトレーニングをやっていました。スポーツのあり方も随分変わってきた状況がありますので、それは生涯にわたる学習の中では大事にしていくべきだと思います。

ほかに何かありますか。はい、どうぞ。

高橋委員

これも読んでの感想なんですけれども、文化財についての項目が最後（6）にあります。こここの扱われ方がとても軽いような感じがします。実は、私たちは、これまでの先人の皆さんの歴史の上に立っているという謙虚な気持ちとふるさとを愛するという郷土愛的なところはやはりきっちと宮城の教育としてはやっていかなくてはいけないということを思うと、文化財のところがたった一つの項目で網羅されているというのは、扱いが軽いなという印象を持ったのと、郷土愛的なところの文言を入れられないかという感じがしております。小学生も中学生もよく学校や地域で、例えば郷土芸能を一生懸命練習しながら世代間交流、つまり年配の方と子どもたちが交流するとか、そういうことの繰り返しで郷土愛が出てきたり、自分のふるさとを見直すことになったり、あとは自分の地域の文化財を知るための学習をしたり、その一環で清掃活動をしたりとか、いろいろなことをしていますので、ぜひ心の教育のところにでもいいですし、最終的には郷土愛的なことに結びつくので、こここのところをもう一項目ぐらいきれいな言葉で入れていただくとありがたいなという気がしております。以上です。

四ツ柳会長

はい、ありがとうございました。

きれいかどうかはわかりませんが、すごい言葉があるんです。この文化・伝統の中には「お祭り」というキーワードが入ってきていないんですね。それで、あるエンジニアが言ったことですけれども、「ものづくりとお祭りのない民族は滅びる」という言葉があります。ですから、我々は一生懸命物をつくって暮らしていますね。だけれども、どこかで羽目を外してお祭りをするというのも大事な文化であり、人が育つ場もあるんですね。実際に若い子たちをお祭りの中でいろいろな手伝いをさせながら伝統文化を継承していますよね。現実にやってらっしゃるということです。何かその辺のキーワードがちょっとあつたらと思います。

あとはございませんか。

それでは、大体オンタイムできましたので、もう一回振り返ってご意見を補強したいところがありましたら、どこからでも結構でございます。あと、許容時間は10分ほどです。

皆さん方のお手元に資料2が行っていますが、これは先ほど説明を受けましたが、こ

これは資料1をベースにして、次回の取りまとめを行なう時のたたき台の一種でございますから、1から2へうまくつながっているか、何か落ちていないか、これは次回お集まりになるまでの皆さん方の宿題、課題としてぜひご検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ、私はこの資料2をざっと見ていて、資料1の方では感じとれない懸念を感じたものですから、ちょっとだけ申し上げてさせていただきます。環境とのつき合い方が資料1の方でも若干出でますが、資料2の方ですとかなり具体的に環境とのつき合いのトーンが出てくるところが幾つかありますね。それで、そのときに全般的に申し上げまして、環境問題との取り組みはやや暗い、いわゆる先行き余り希望が持てない。この中でも「夢と希望」というキーワードが出てくるんですが、夢と希望を持つためにはこの環境に対して何とかする、県としての夢と希望のありかを語っておかないと、言葉だけ「夢と希望」と出てこられても何となく厳しいなと思うのでここで、ブレークスルーしておかないといけない。国際競争が厳しいとか、環境状況が厳しいとかいうそういう頭を押さえられるような表現があちこちに出てきている中で「夢と希望」を語らなければいけないというのは、トーンとしてはきついなという感じを私は持ちました。

以前、竹田さんも夢と希望の話をされました。それで、私と梅原さんが「そんなものは自分でつくるんだよ」と答えをしましたが、それはそれとして、今日は皆さん方に次回のこの大事な宿題について一言だけ言わせてもらうと、余りそうせっかちにこれが夢だなどというものが生まれるとすれば、それはかなり独善的なものにしかならないと思います。それで、我々の人類の先輩で、歴史的な区切りで出現した天才が1人います。それはゲーテです。ゲーテはヨーロッパ中世の暗黒のところを抜け出して近世の橋渡しの時期、自由を獲得した時期への百花繚乱の疾風怒濤時代といいますけれども、ベートーベンが出て、シラーが出て、ゲーテが出る。たくさんの芸術家が輩出された時期ですね。ルネッサンスのもう少し後です。その時期に彼が言った言葉です。それは、「我々は自由をもらった。しかし、何をやって、何がどこまで許されるか依然としてわからない」。そんな中で夢を持てといったって大変だということで、彼が残した言葉は、「麗しき輝ける星を生みえんためには、人は混沌を愛せざるべからず」というものです。つまり、混沌たるその状況を楽しむぐらいのゆとりを持ってつき合わないとだめなんだということです。ですから、この環境状態で頭を押さえられている状況は非常に気持ちよくありませんけれども、避けては通れないことなんですね。避けて通れないものの中に突破して先に行く希望を見つけないといけないというのが我々の今の立場なわけです。その希望も今は混沌たるものの中ですから、これが希望だよなんていうものはそう安易に出るわけがありません。

それで、チャンスが一つあります。それは今回経済不況で社会全体がダメージを受けましたけれども、これが私はチャンスだと思います。アメリカ流の資本主義が、いわゆるファンド資本主義といいますか、実体経済からかけ離れたお金を操作して金をもうける資本主義がつまずいたわけです。日本はずつとものづくりで着実な力をつけてきているから、技術力はやはり日本は世界で一級だと思うんですね。ですから、その自信は持しながら、いわゆるお金を使ってお金をもうけるというのは、これはマックスウェーバーが、かつて「資本主義は必要な人のために商品をつくり、人々に何かを供給するのが本来であって、金もうけのためのカジノではない」という言葉を残しています。これをやってしまったのが今の状況だと思います。ですから、トップをいっていた先進国がつ

まずいたときというのは、次の第2走者はむしろチャンスなんですね。日本はとばっちりを受けてかえってへこたれていますけれども、そこからぜひ私はブレークスルーするチャンスをつかんでいただきたいと思っています。それで、そのチャンスの一つは、持続可能性なんです。右肩下がりの中で持続可能性というのは、普通に考えたら容易じゃない。容易じゃないだけに工夫すれば世界の人類をリードするだけの何ものかがもたらされる可能性がありますよね。この可能性というのはフロンティアとして、そのフロンティアに気がついて、それに向かって取り組むことに、私の勝手な読みですけれども、夢があるのではないかなど思います。そういう意味で私は混沌たる今の状況の中にむしろチャンスがあるんだということから、余りストレートに書くわけにいきませんが、それがにじみ出るような工夫をしていただければと思います。

私がこんなことを申し上げたのは、私事ですが、たまたま前にある講演をしたところ、教育畠のある人が私のところに来て、「このごろ環境教育をやるとどうしても暗くなる。それで、先生の今のお話を聞いていて、ああ、そういう夢の持ち方もあるんだと気がつきました。学生たちに今後はあなた方、次の世代はチャンスを持っているんだよという話をしようかなと思っています」と、そう言っていました。ご参考までに。

あと4分ぐらいございます。全員お話になりましたか。（「会長、よろしいですか」の声あり）はい、どうぞ。

佐々木(功)委員 先ほど村山委員さんからお話がありましたけれども、非常に私自身も思っていることなんですが、いわゆる幼児教育の充実の問題、これは教育三法の改正の中にもはつきりと幼児教育の充実を図っていくということが明示されています。今後恐らく義務教育化の方向で進んでいくだろうと思います。そういう意味で、県としてももっと前向きな、幼児教育に対する充実を図るという位置づけをもう少し明確に打ち出した方がよろしいのではないかなどそのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。そのとおりでございますね。（「ちょっとよろしいでしょうか」の声あり）はい、どうぞ。

石垣委員 先ほど会長がおっしゃった「環境」ということについて、やはりキーワードとして非常に大切なかという感じがしています。国際的に物事を発言していって、お互いに理解を得るといったときに、一つのキーワードであると思うんです。幸いといいますか、現在、環境に取り組むという清風があちらこちらに出てきたということで非常に大きな課題になっている状況ですけれども、技術だけではなかなかその環境問題というのは解決しないということで、環境問題の解決にはかなり長い時間かけて、みんなが環境のことを行っていくことになると思うんです。そうすると、その「環境教育」という一つの言葉というのは、いろいろな形でいろいろなところに出てきて重要な意味を持つてくるのかなというふうに思いますので、どこかにそれが入ってくると非常に重みも増していくのではと思います。

それから、もう一つは、子どもの生活のリズムのことが、どこかに確かめていたはずですけれども、それは非常に重要だと思います。しかも宮城県ではそのことを非常に重要視していると思いますので、学力をしっかりとするためにやはりしっかりとした生活のリズムを習慣づけるということがあったり、それから読書運動でもやはり朝にそういう

うことに取り組んでいくということがあったり、親との対話もそこから随分出てくると思しますので、ぜひそのところをどこか施策の内容でも構いませんので、取り上げていただきたいなと思っています。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。ほかはございませんでしょうか。

あとは、この頭にあった「社会総がかりの教育で」というこのキャッチ、非常に意欲的ですので、外部のほうの人たちの活用とのつながり方をもうちょっと明確化した方がさらに意欲的な文章になるかなと期待をしております。

ほぼ予定の時間になりましたので、まだ、考えてみたらこれも言いたかったということが当然出てくると思いますので、そのときはお手元にあります用紙を利用してぜひご意見を寄せていただきたいと思います。

それでは次に、議事の「その他」ですが、その他案件で何かございますか。

教育企画室長 その他は特に用意してございません。

四ツ柳会長 それでは、今日はたくさんのご意見をいただきありがとうございました。皆様からいただきましたご意見を踏まえて、次回の中間案をお示しして、さらに議論を深めてまいりたいと思います。（「会長、済みません」の声あり）はい。

教 育 長 今日は本当にさまざまなお意見をいただきまして、お礼を申し上げたいと思います。いただいたご意見を極力生かせるように、これから事務局として検討していくたいというふうに思っております。

いただいたご意見の中で一番お応えしにくいというか、対応しにくいのは、会長からいただいた教員の待遇の問題です。これはご承知のように、昭和48年に人材確保法ということができまして、それ以降教員の給与等で非常に一般の公務員より高いという状況ができたんですけども、今、国としては、教員の優遇措置をどんどん縮小していくこうという方向で動いております。それから、やはり人件費抑制の一環ということで、教員の定数、配置も極力抑えていこうという方向であります。それで、この制度論を言ってしまうとどうも夢も希望もなくなるんですが、そういった教員の給与なり定数配置についてですね、国として一定の基準といいますか、枠組みを設定しております、それに即して各県に対してその人件費を交付するという形になっております。したがって、国が設定している基準よりも高い給与を支給する、あるいは職員配置もですね、会長から「バックアップ」というお話をありましたけれども、潤沢な教員配置をしようということになると、やはりその分は県単独の財源で措置しなければならないという現実があるわけです。それで、今の県の財政状況からすれば、そういった対応というのは極めて難しいということがあるものですからなかなか……。ご指摘はご指摘として十分理解できるのですが、現実問題としてその給与なり定数の面でいい方向に持っていくというのが難しいという実態がございます。そこら辺は、本日も種々ご指摘がありましたけれども、研修のやり方や外部人材の活用というあたりのことで最大限に工夫をしていくしかないのかなと、そんなふうに今思っているところでございます。なお、いろいろと今日のご意見を踏まえて検討していきたいというふうに思います。

それから、最後に1点、資料の事前配付の件ですが、これは前からなるべく早目にと

いうふうなご指摘をいただきしております、そういうことを念頭に置いて担当の企画室の方でも準備をしているわけでありますけれども、どうしても内部的な準備作業の中で、さまざまな議論が起きてまいりまして、予定していたスケジュール通りになかなかいかないという実態もございます。本来的にはそういう議論に要する時間も見込んで準備すべきところでございますので、そのようなことも今後十分留意して準備をしていきたいと思います。大変ご迷惑をおかけしており、お詫びしたいと思います。

四ツ柳会長

ありがとうございました。

一言だけ今の待遇の件について、予算的な面はそれはもうおっしゃるとおり、これは国全体非常に大変な状態ですので、先進国の中でも日本ほど借金だらけの国はないわけですから、財政的に、これは仕方ないです。

ただ、やはり風土とか文化とかいうことから考えたときに、バックアップ体制を組んだときのコストの考え方方はこれは多様にその国独自のやり方がある。これは例えば一番うまくやっているアメリカのMIT、マサチューセッツ工科大学では、70過ぎた教授に教授というステータスを与えるかわりに給料は出さないんです。給料をもらわない教授がステータスをもらってきちんと学生の教育をやっている。それで、ステータスがあれば、企業から研究費とか多様な助成を受けられるから、大学としては金を出すどころか、その先生が獲得した研究費の30%を大学に納めさせていると。そういう事例まであります。ですから、これは向こうの風土ですからできるので、日本の風土とは違いますけれども、そのMITの教授というステータスが社会的にそれだけのお値段があるから、ステータスを渡すだけで学校からは経済コストは出さなくて済むということなんです。日本ではそれが急にできるわけはないんですけども、ただ例えば学校の先生に対する社会的な評価、ステータスが高ければ、多分非常にわずかなコストでも次世代のために一汗流すか、もしくはそれが自分の生きがいになる。お金だけで計算するとどうしてもファンド資本主義にいってしまうんですね。お金以外の価値の生産があると考えないとダメですね。それが、今言ったそういう大学のステータスであり、お金でない価値を生んでいる。そういうものも一つの生き方かなあと思うんです。先程のスポーツのOBたちが手弁当で後輩の指導をしてくれるということそうです。ぜひお考えいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、時間になりました。先程、委員の先生方に申し上げましたが、次の資料がなるべく早く出てくるためには、委員の先生方もご協力ください。答申案のたたき台がここにあるわけですから、それについて事前にここはこの方がいいんじゃないかというご意見があつたらそれも含めて事務局へお教えいただくと事務局の作業が幾らかはかかるかなと思いますので、ご協力をお願ひいたします。

それでは、事務局の方にマイクをお返しします。

事務局

ありがとうございました。

限られた時間の中で貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

本日時間の都合でお話いただけなかったご意見等がございましたら、お手元の用紙にご記入の上、郵送、ファックスまたは電子メールなどで事務局あてにご連絡くださるようにお願いいたします。

最後に、次回の審議会は7月下旬ごろを予定しておりますが、詳細な日程につきまし

ては、会長と相談の上、事務局から改めてご連絡したいと考えておりますのでよろしく
お願ひいたします。

以上をもちまして、第4回宮城県教育振興審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。